

改正 平成29年 8月30日 原規技発第1708302号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））等の一部を次のように改正する。

平成29年 8月30日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（平成29年9月11日）より施行する。

(別添)

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 4 条（地震による損傷の防止） 別記 2 のとおりとする。<u>ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>第 1 項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力（本規程別記 2 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する弾性設計用地震動による地震力をいう。）又は静的地震力（同項第 2 号に規定する静的地震力をいい、S クラスに属する機器に対し算定されるものに限る。）のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まることをいう。</u></p> <p>二 <u>第 5 項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。</u></p> <p>第 15 条（炉心等） 1～4 （略）</p>	<p>第 4 条（地震による損傷の防止） 別記 2 のとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 15 条（炉心等） 1～4 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>5</u> 第3項の要求は、<u>所要の運転期間において、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、燃料集合体の制御棒挿入性及び冷却可能な形状が確保される設計であることが求められる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>5</u> (略)</p>
<p><u>7</u> 第6項第1号の要求は、<u>所要の運転期間において、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能が確保される設計であることが求められる。</u></p>	<p><u>6</u> <u>第3項、第5項及び第6項第1号の要求は、所要の運転期間において、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆管の閉じ込め機能、燃料集合体の制御棒挿入性及び冷却可能な形状が確保される設計であることが求められる。</u></p>
<p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 5 条（地震による損傷の防止）</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>4 第 4 項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。</u></p>	<p>第 5 条（地震による損傷の防止）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（新設）</p>

○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第 1311271 号（平成 25 年 1 月 27 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第 15 条（炉心等）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第 4 項及び第 5 項第 1 号の要求は、所要の運転期間において、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物質の閉じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるものであることが求められる。</p> <p>5 第 5 項第 1 号に規定する「<u>圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る種々の変化を考慮しても燃料体の健全性を失わないことをいう。</p>	<p>第 15 条（炉心等）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>第 3 項</u>、第 4 項及び第 5 項第 1 号の要求は、所要の運転期間において、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物質の閉じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるものであることが求められる。</p> <p>5 第 5 項第 1 号に規定する「<u>最高使用圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る種々の変化を考慮しても燃料体の健全性を失わないことをいう。</p>
<p>第 32 条（炉心等）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第 3 項及び第 4 項第 1 号の要求は、所要の運転期間において、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物質の閉じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるものであることが求められる。</p> <p>5 第 4 項第 1 号に規定する「<u>圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る原子炉内における種々の変化を考慮しても、燃料体の健全性を失わないことをいう。</p>	<p>第 32 条（炉心等）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>第 2 項</u>、第 3 項及び第 4 項第 1 号の要求は、所要の運転期間において、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物質の閉じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるものであることが求められる。</p> <p>5 第 4 項第 1 号に規定する「<u>最高使用圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る原子炉内における種々の変化を考慮しても、燃料体の健全性を失わないことをいう。</p>

